

令和5年度（2023年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【A日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は、最三小決令和3年7月16日判例集未搭載を素材として、事案を新たに設定し直した問題である。本問では、まず、先例である最三小判平成7年3月7日民集49巻3号687頁（泉佐野市会館事件）及び最二小判平成8年3月15日民集50巻3号549頁（上尾市福祉会館事件）の判断枠組みを踏まえた上で、本件センターが地方自治法244条における公の施設であることから、管理者が正当な理由なく利用を拒否した場合には、憲法の保障する表現の自由に対する不当な制限にあたるおそれについて論じる必要がある。

その上で、本件センターに対する利用承認の取消処分に対しては、上記判例の判旨に照らすと、表現の自由の重要性と本件企画展の開催によって生じる公共の福祉への危険との比較衡量を行なった上で、本件のような事案が、上記判決において示された（人の生命・身体・財産等が害されうる）「明らかな差し迫った危険」に当たるかどうかについて検討することが求められる。また、いわゆる「敵対的聴衆の法理」の観点から、主催者が平穏に集会を行おうとしているかによって、審査密度を変えるアプローチの適用についても論じることも可能であろう。

問題2

合憲限定解釈とは、法令に違憲の疑いがある場合に、裁判所がその意味を限定して解釈することで、無効とせずに救済する手法であり、憲法判断回避の準則の一つである。最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁（札幌税関検査事件）の判示するところでは、一般的に合憲限定解釈が許容されるのは、①規制の対象がとなるものが明確に区別された上で、合憲的に規制しうるものが明らかであり、②一般国民の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断が可能な場合に限定される。本問は、上記の内容に関する理解を問うものである。